

二十一世紀の福祉行政の設計図

さやま福祉プラン21を策定

現在の福祉を取り巻く環境は、介護保険制度の施行や社会福祉基礎構造改革などにより、大きく変化していることから、福祉施策の体系化と効率的な計画が求められていました。そこで市では、今後10年間の「福祉行政の指針」として、市民一人一人が健康で安心して文化的な生活ができるよう、また、利用者の視点に立った地域福祉の推進ができるよう、「さやま福祉プラン21（狭山市地域福祉計画）」を策定しました。

よるささえあいの風土づくり

さやま福祉プラン21の基本

「さやま福祉プラン21」は、市民懇談会や市民意識調査、関係団体とのヒアリングなどを行い、出来る限り市民の皆さんの意見を反映するよう努めました。その結果、計画の基本的な考え方を次のように定めました。

基本理念

安心して暮らせる地域社会の形成

基本目標

自助・共助・公助の有機的な展開に

計画の推進テーマ

市民などの相互連携による取り組みと質の高い福祉サービスの展開

計画策定の3つの基本方針

1. 各種福祉サービスの基盤整備を総合的、計画的に推進する
2. 市民の権利擁護、各種福祉サービスに関する苦情解決など、適切なサービス利用を支援する仕組みの整備促進を図る
3. 福祉サービスに関する市民の自主的な活動と、公的サービスの連携

を図る

狭山市の現状

計画の策定にあたり、現状を的確に認識するために、地域福祉を取り巻く社会情勢や狭山市の特性などの状況を把握しました。

地域福祉を取り巻く社会情勢

地域福祉を取り巻く社会情勢が変化し、それに伴って福祉の重点施策も徐々に変化しています。また、急速な高齢化や核家族化によって、家庭での十分な対応が難しくなっています。そのため、公的な福祉サービスの充実に加え、民間の福祉サービスの担う比重も大きくなり、今後は、福祉サービスの受給者、供給者という概念も変わっていくと考えられます。

狭山市の特性

東京都市圏の近郊都市として近郊

型農業地域と住宅地、大規模工業団地を背景とした工業都市の側面も併せ持つ、農・住・工・商の調和のとれた都市です。そのような中で、(社)狭山市社会福祉協議会、休日診療急患センター、保健センター、(財)狭山ささえあい福祉公社が設置されるなど、市民の福祉の充実が図られています。

地域福祉に関する既存計画

平成4年からヘルシープランさやま21、老人保健福祉計画、男女共生プラン、母子保健計画、児童育成計画、障害者福祉計画、老人保健福祉計画・介護保険事業計画を順次策定しています。

プランを基本とした施策を展開

さやま福祉プラン21では、健康情報の提供システムをはじめ、安心して生活できる医療体制づくり、市民一人一人の意思を尊重した在宅福祉の提供、弱者の権利擁護、バリアフリー、ノーマライゼーションの促進などを位置づけ、大きく次の7つのテーマに分類し、その展開を図ります。

1 健康づくりと保健予防対策

健やかな生活の実現のために

全ての市民が、健やかに暮らせる

よう、健康づくりの支援と保健予防対策に努めます。具体的には健康情報の提供システム・健康管理システムの構築、健康相談体制の充実などに努めます。

2 社会参加・生きがいづくり 生き生きとした人生を歩むために

全ての市民が生き生きとした人生を歩めるよう、社会参加や生きがいづくりを支援します。具体的には学校・事業所などにおけるボランティア



▶笑顔のあふむ街づくりを目指して

活動の促進や、ボランティア情報の連絡調整システムを整備し、幅広い世代の社会参加や交流、地域の特性を生かした地域活動の展開に努めます。また、元気な高齢者の活躍の場を整備するとともに、地域での助け合いと生きがいの場をつくります。子育て世代や高齢者の就労対策の支援も促進します。

3 医療対策

安心を支える医療体制の構築へ向けて

全ての市民が、安心して生活できる医療体制の構築へ向け、保健・医療・福祉の連携を強化推進します。具体的には、かかりつけ医登録制度の検討や、病状に合わせた一般医療から先端医療までの連携などに努めます。

4 在宅福祉

個人の意思を尊重できる福祉の提供へ向けて

市民一人一人の意思を尊重した在宅福祉の提供に努めます。具体的には子育て世代支援事業、高齢者や障害者の日常生活に即したサービスの提供、子育て世代と高齢者世代の連携、福祉施設と地域の連携などに努め、地域の中での、支え合いによる生活環境の整備に努めます。

5 権利擁護

弱者の権利を守り、安心して生活できる社会の形成へ向けて

児童、障害者、要援護高齢者などが安心して生活できる社会形成へ向け、権利擁護の推進に努めます。具体的には、県社会福祉協議会を中核とする地域福祉権利擁護事業の推進や、福祉オンブスマン制度・プライバシー保護制度の検討を行います。

6 福祉のまちづくり(ソフト)

市民相互の助け合いにより、住みやすい福祉のまちづくりを目指します。具体的には福祉教育の推進と充実、人材の育成、情報の提供、地域福祉活動の拠点整備、地域団体などの福祉活動の促進や民間事業者との連携を図ります。

7 福祉のまちづくり(ハード)

子育てしやすく、障害があっても安心して自立した生活ができる都市環境の形成へ向けた取り組みを推進します。具体的には、障害者が自立した生活を送れる住居の確保など居住環境の整備、福祉施設や集客施設などハード面のリアフリーを含むノーマライゼーションの促進などに努めます。

さやま福祉プラン21の 推進に向けて

さやま福祉プラン21を今後10年間に推進していくために、施策の展開のほかに、次の8つの項目について取り組みます。

1. 地域での保健・医療・福祉の連携(保健・医療・福祉に関わる機関の役割分担を明確にし、施策の連携、共通化などを図る)
 2. 社会福祉協議会、福祉公社、地域・学校との連携(地域における助け合いの仕組みづくりや、福祉活動への取り組みの整備など)
 3. 総合福祉情報提供システムの構築(福祉情報に関する総合相談窓口などの設置)
 4. 健康情報管理システムの推進
 5. 地域における福祉活動拠点の整備充実(地域福祉活動の展開のために、公的施設と民間施設を有効に活用し、身近な活動場所の確保)
 6. 介護保険制度への対応(介護保険事業の運営、高齢者への支援事業)
 7. 財政(財政構造の見直しなど)
 8. 推進体制(行政組織の見直し、執行管理の推進)
- 問い合わせ
福祉課へ内線1511・1512